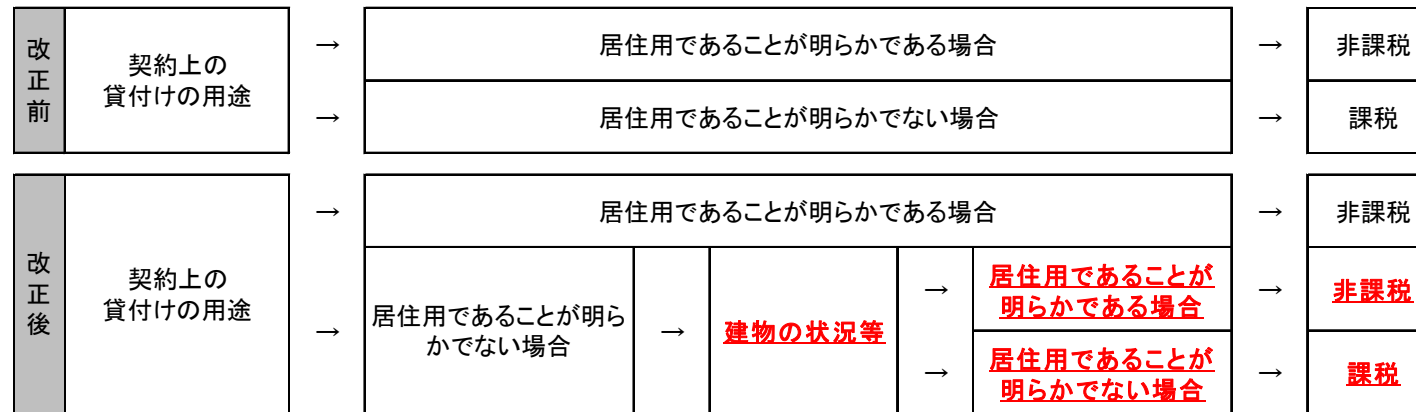


消費課税 貸付けに係る用途が明らかにされていない場合の課税の見直し

1. 改正の概要

住宅の貸付けに係る契約上の貸付の用途が明らかにされていない場合であっても、その貸付けに係る建物の状況等から居住用であることが明らかな場合は、その貸付けについては消費税を非課税とする。



2. 適用時期

2020年(令和2年)4月1日以後に行われる貸付けについて適用される。

3. 実務上の留意点

改正前は、契約上の貸付けの用途が明らかにされていない場合には全て課税としていたが、改正後においては改正前の判断基準に加え実態による判断が求められる。

4. 今後の注目点

実態による判断についての具体的な判断基準や、2020年(令和2年)4月1日より前に貸付けを開始している場合にも本改正が適用されるかは、今後の情報を待つ必要がある。